資　料

令和元年第３回廿日市市議会（第２回定例会）条例案新旧対照表

議案第４４号　特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　……１
議案第４５号　廿日市市税条例等の一部を改正する条例　……３
議案第４６号　廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例　……１５
議案第４７号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　……１９
議案第４８号　廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例　……２１
議案第５５号　広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について　……２３
議案第５７号　広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について　……２５

廿　日　市　市

議案第４４号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和６３年条例第１０号）　（下線の部分は改正部分）

改正後

別表第１（第３条、第７条関係）

区分	議員報酬及び報酬	費用弁償			
		日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
（略）					
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
投票所の投票管理者	１回につき12,800円				
期日前投票所の投票管理者	１回につき11,300円				
開票管理者 選挙長	１回につき10,800円				
投票所の投票立会人	１回につき10,900円ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額				
期日前投票所の投票立会人	１回につき9,600円ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額				
開票立会人 選挙立会人	１回につき8,900円				

改正前

別表第１（第３条、第７条関係）

区分	議員報酬及び報酬	費用弁償			
		日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃
（略）					
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
投票所の投票管理者	１回につき12,600円				
期日前投票所の投票管理者	１回につき11,100円				
開票管理者 選挙長	１回につき10,600円				
投票所の投票立会人	１回につき10,700円ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額				
期日前投票所の投票立会人	１回につき9,500円ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額				
開票立会人 選挙立会人	１回につき8,800円				

議案第４５号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市税条例（昭和３１年条例第２９号）【第１条関係】　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあつては、第53条の２の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （１）　（略） （２）　障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） ２　（略） （寄附金税額控除） 第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（３）　（略） ２　前項の特例控除額は、法第314条の７第11項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の２　（略） ２～５　（略） ６　第１項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第１項の申告書を提出するときは、法第317条の２第１項各号に掲げる	（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあつては、第53条の２の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （１）　（略） （２）　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） ２　（略） （寄附金税額控除） 第34条の７　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第１号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（３）　（略） ２　前項の特例控除額は、法第314条の７第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の２　（略） ２～５　（略） （新設）

改正後	改正前
事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
7　（略）	6　（略）
8　（略）	7　（略）
9　（略）	8　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書　）
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の　　給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	（新設）
（４）　（略）	（３）　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書　）
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等　　の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第36条の３の３　所得税法第203条の５第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者　　（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の　　公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）

改正後	改正前
（３）　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 （４）　（略） ２　前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。 ３　（略） ４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 ５　（略） （市民税に係る不申告に関する過料） 第36条の４　市民税の納税義務者が第36条の２第１項、第２項若しくは第３項の規定により　提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第８項若しくは第９項の規定により　申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には　、その者を、10万円以下の過料に処する。 ２・３　（略） 附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得	（新設） （３）　（略） ２　前項　の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項　の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の　規定による申告書を提出することができる。 ３　（略） ４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の５第５項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 ５　（略） （市民税に係る不申告に関する過料） 第36条の４　市民税の納税義務者が第36条の２第１項、第２項若しくは第３項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第７項若しくは第８項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。 ２・３　（略） 附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第２項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得

改正後	改正前
について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	（個人の市民税の寄附金控除額　に係る申告の特例等）
第９条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の７第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第２項の規定により　控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の２第４項の規定による申告書の提出（第36条の３第１項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金　」という。）を支出する際、法附則第７条第８項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金　を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第８項に規定する申告特例通知書（次項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。	第９条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の７第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第２項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の２第４項の規定による申告書の提出（第36条の３第１項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、第34条の７第１項第１号に掲げる寄附金　（以下この項　において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第７条第８項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長　に対し、同条第８項に規定する申告特例通知書（次項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。
２　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第７条第10項第１号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第９項に規定する申告特例対象年の翌年の１月10日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	２　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第７条第10項第１号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第９項に規定する申告特例対象年の翌年の１月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長　に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金　を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第７条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（同条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には　、法附則第７条の２第４項及び第５項（これらの規定を法附則第７条の３第２項の規定により	第９条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第34条の７第１項第１号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第７条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（同条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第７条の２第４項及び第５項（これらの規定を法附則第７条の３第２項の規定により

改正後	改正前
読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
２　（略）	２　（略）
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第10条の２　法附則第15条第２項第１号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	第10条の２　法附則第15条第２項第１号の条例で定める割合は、２分の１とする。
２　法附則第15条第２項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	２　法附則第15条第２項第２号の条例で定める割合は、２分の１とする。
３　法附則第15条第２項第６号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	３　法附則第15条第２項第６号の条例で定める割合は、３分の２とする。
４　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	４　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。
５　法附則第15条第33項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	（新設）
６　法附則第15条第33項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	（新設）
７　法附則第15条第33項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	（新設）
８　法附則第15条第33項第１号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	（新設）
９　（略）	５　（略）
10　法附則第15条第33項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	（新設）
11　法附則第15条第33項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	（新設）
12　法附則第15条第33項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	（新設）
13　法附則第15条第33項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	（新設）

改正後	改正前
14　法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。	（新設）
15　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	6　法附則第15条第44項の条例　　で定める割合は、２分の１とする。
16　法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	7　法附則第15条第45項の条例　　で定める割合は、３分の２とする。
17　（略）	8　（略）
18　法附則第15条の８第２項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	9　法附則第15条の８第２項の条例　　で定める割合は、３分の２とする。
（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の２　法第451条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間（附則第15条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	（新設）
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の２の２　（略）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の２　（略）
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　（略）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　（略）
２　（略）	２　（略）
３　自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の２」とあるのは、「100分の１」とする。	（新設）
（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条　　に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定　　を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア(ｲ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)a</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)b</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr>
</table></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア(ｲ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr>
</table></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア(ｲ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)a</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td>第２号ア(ｳ)b</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第16条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（削る）</td><td>（軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収の特例）
第16条の２　市長は、軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２　市長は、納付すべき軽自動車税＿＿＿＿の額について不足額があることを第83条第２項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税＿＿＿＿に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税＿＿＿＿の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
４　第２項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長のあつた場合には、その延長された納期限とする」とあるのは、「附則第16条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする」とする。</td></tr>
</table>

○廿日市市税条例（昭和３１年条例第２９号）【第２条関係】　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２～４　（略） ５　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。事項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２・３　（略）	附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２～４　（略） （新設） （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。事項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２・３　（略）

○廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年条例第５号）【第３条関係】　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条　　に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）	附　則 （軽自動車税　　の税率の特例） 第16条　平成18年３月31日までに初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分　　の軽自動車税　　に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）

○廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第２６号）【第４条関係】　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（法人の市民税の申告納付） 第48条　市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 ２～７　（略） 10　法第321条の８第42項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法＿＿＿＿＿＿＿＿により市長に提供することにより、行わなければならない。 11　（略） 12　第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。 13　第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前３項の規定は、適用しない。法人税法第75条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下	（法人の市民税の申告納付） 第48条　市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項＿＿＿＿において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 ２～７　（略） 10　法第321条の８第42項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項＿＿＿＿＿において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11　（略） 12　第10項の規定により行われた同項の申告は、＿＿＿＿＿＿＿法第762条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。 （新設）

改正後	改正前
の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	
14　前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。	（新設）
15　第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	（新設）
16　第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	（新設）
17　第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。	（新設）

議案第４６号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（法附則第15条第40項の条例で定める割合） ２　法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。	（新設）
（法附則第15条第44項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	（法附則第15条第44項の条例で定める割合） ２　法附則第15条第44項の条例　　で定める割合は、２分の１とする。
（法附則第15条第45項の条例で定める割合） ４　法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	（法附則第15条第45項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第45項の条例　　で定める割合は、３分の２とする。
（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） ５　（略）	（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） ４　（略）
（宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） ６　宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例） ５　宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
７　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格	６　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

改正後	改正前
に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
８　附則第６項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第６項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	７　附則第５項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第５項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	８　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
10　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

改正後	改正前
とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 11　農地に係る平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 12　（略） 13　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 14　附則第６項及び第８項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第６項及び第９項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第７項、第９項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第９項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第１号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 15　法附則第15条第１項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは	とする。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例） 10　農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 11　（略） 12　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 13　附則第５項及び第７項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第５項及び第８項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第６項、第８項及び第９項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第８項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第１号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 14　法附則第15条第１項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項＿＿＿＿、第43項から第45項まで、第48

改正後	改正前
第48項から第50項まで、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。 16　地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の３の規定を適用しないこととする。 （税率の特例） 17　（略） （税率の特例） 18　（略）	項若しくは第49項　　、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。 15　地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の３の規定を適用しないこととする。 （税率の特例） 16　（略） （税率の特例） 17　（略）

議案第４７号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２２号）　　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
（保証人及び利率） 第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。	（利率） 第14条　（新設）
２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。	①　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。
３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。	（新設）
（償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	（償還等） 第15条　災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。
２　（略）	２　（略）
３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第11条までの規定によるものとする。	３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

議案第４８号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（避雷設備） 第17条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。 ２　（略） （設置の免除） 第30条の５　前３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 （１）　第30条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が１種　　の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 （２）～（５）　（略） （６）　第30条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき （７）　（略）	（避雷設備） 第17条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格　　に適合するものとしなければならない。 ２　（略） （設置の免除） 第30条の５　前３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 （１）　第30条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 （２）～（５）　（略） （新設） （６）　（略）

議案第５５号

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について案新旧対照表

○広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（昭和４３年１２月１日施行）　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条　広島県（以下「甲」という。）は、地御前漁港及び塩屋漁港における次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を廿日市市（以下「乙」という。）に委託する。 （１）　広島県漁港管理条例（昭和40年広島県条例第35号。以下「管理条例」という。）に基づく漁港管理に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。 イ～ハ　（略） ニ　管理条例第11条第２項の規定による使用の許可 （２）・（３）　（略）	第１条　広島県（以下「甲」という。）は、地御前漁港及び塩屋漁港における次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を廿日市市（以下「乙」という。）に委託する。 （１）　広島県漁港管理条例（昭和40年広島県条例第35号。以下「管理条例」という。）に基づく漁港管理に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。 イ～ハ　（略） （新設） （２）・（３）　（略）

議案第５７号

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について案新旧対照表

○広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成１７年県告示第１１月３日施行）　（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条　広島県（以下「甲」という。）は、地方港湾厳島港の港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に定める港湾施設（水域施設、外郭施設及び航行補助施設を除く。）をいう。以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を廿日市市（以下「乙」という。）に委託する。 （１）　（略） （２）　委託施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第１号）第２条第１号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。） （３）　（略）	第１条　広島県（以下「甲」という。）は、地方港湾厳島港の港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に定める港湾施設（水域施設、外郭施設及び航行補助施設を除く。）をいう。以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を廿日市市（以下「乙」という。）に委託する。 （１）　（略） （２）　委託施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定による使用許可に関する事務 （３）　（略）